

改 正 後	<p>第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。） 第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は</p>
改 正 前	<p>第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。） 第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は</p>

○厚生労働省令第五十号
官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年十一月一日
厚生労働大臣 福岡 資麿
墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

2 (略)

火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所及び氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 (略)

三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠週数）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）（死産の場合を除く。）

五 死亡年月日時（死産の場合は、分べん年月日時）

六 死亡の場所（死産の場合は、分べんの場所）

七 埋葬又は火葬の場所

八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄（死産の場合は、申請者の住所及び氏名）

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名並びに死児の性別）

二 (略)

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係（死産の場合は、申請者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係）

2 (略)

火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）

二 (略)

三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠週数）

四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第四十四条の九第一項に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）

五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）

六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）

七 埋葬又は火葬の場所

八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）

二 (略)

七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

第三条 死亡者の縁故者（死産の場合は、死児の縁故者。以下同じ。）がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一（略）
- 二 死亡者の本籍及び氏名（死産の場合は、父母の本籍及び氏名）並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号の官報を出力した書面又は官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第十条の規定により交付された当該官報に係る電磁的官報記録（同法第五条第二項に規定する電磁的官報記録をいう。）を記載した書面の写し（同号の公告を同法第十一条第一項に規定する書面官報への掲載により行つたときは、同条第五項の規定により頒布された当該書面官報の写し）及び立札の写真

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一・二（略）
- 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係（死産の場合は、改葬の許可を受けた者の住所、氏名及び墓地使用者等との関係）並びに改葬の場所及び年月日

2・3（略）

第三条 死亡者の縁故者がない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一（略）
- 二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかつた旨を記載した書面
- 三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一・二（略）
- 三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2・3（略）

別記様式第一号から第七号までを次のように改める。
別記様式第一号

死体埋葬許可証

第 号

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
死亡者の性別	
死亡者の出生年月日	
死 因	「一類感染症等」「その他」
死 亡 年 月 日 時	
死 亡 の 場 所	
埋 葬 の 場 所	
申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄	住 所 氏 名
	死亡者との続柄

（注）死因欄中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。そうでないときは「その他」に○印を付すること。

市町村長



交付日：令和 年 月 日

別記様式第二号

死胎埋葬許可証

第 号

父母の本籍	
父母の住所	
父母の氏名	
死児の性別	
妊娠週数	
分べんの年月日時	
分べんの場所	
埋葬の場所	
申請者の住所及び氏名	住所 氏名
交付日：令和 年 月 日 市町村長 	

別記様式第三号

改葬許可証

第 号

死亡者の本籍 (死産の場合は、父母の本籍)	
死亡者の住所 (死産の場合は、父母の住所)	
死亡者の氏名 (死産の場合は、父母の氏名)	
死亡者の性別 (死産の場合は、死児の性別)	
死亡年月日 (死産の場合は、分べん年月日)	
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の住所、氏名、死亡者との 続柄及び墓地使用者等との関係 (死産の場合は、申請者の住所、 氏名及び墓地使用者等との関係)	住所 氏名 死亡者との続柄 (死産の場合は、空欄) 墓地使用者等との関係
交付日：令和 年 月 日 市町村長 	

別記様式第四号

死体火葬許可証

第 号

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
死亡者の性別	
死亡者の出生年月日	
死 因	「一類感染症等」 「その他」
死亡年月日時	
死亡の場所	
火葬の場所	
申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄	住 所 氏 名 死亡者との続柄

交付日：令和 年 月 日

市町村長



(注) 死因欄中第1条第4号に規定する感染症の際は「一類感染症等」に○印を付すること。
 そうでないときは「その他」に○印を付すること。

別記様式第五号

死胎火葬許可証

第 号

父母の本籍	
父母の住所	
父母の氏名	
死児の性別	
妊 娠 週 数	
分べん年月日時	
分べんの場所	
火葬の場所	
申請者の住所及び氏名	住所 氏名

交付日：令和 年 月 日

市町村長



別記様式第六号

埋葬状況報告 (月分)

令和 年 月 日

市町村長殿

何々墓地
所在地
管理者 氏 名

1 死体						
氏 名	性別	本 籍	死亡の場所	出生年月日	死因	埋葬の年月日

2 死胎					
父母の氏名	死児の性別	父 母 の 本 籍	分べんの場所	分べん年月日	埋葬の年月日

(注) 死体埋葬報告と死胎埋葬報告とは別紙にすること。

別記様式第七号

火葬状況報告 (月分)

令和 年 月 日

市町村長殿

何々火葬場
所在地
管理者 氏 名

1 死体						
氏 名	性別	本 籍	死亡の場所	出生年月日	死因	火葬の年月日

2 死胎					
父母の氏名	死児の性別	父 母 の 本 籍	分べんの場所	分べん年月日	火葬の年月日

(注) 死体火葬報告と死胎火葬報告とは別紙にすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条第三号の改正規定及び附則第三条の規定は、官報の発行に関する法律の施行の日（令和七年四月一日。同条において「官報発施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 第二条** この省令の施行の際現に行われている埋葬、火葬又は改葬の許可の申請については、なお従前の例による。この場合において、当該申請に係る埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証については、この省令による改正後の別記様式第一号から第五号までによるものを使用することができる。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第三条 官報発施行日前に墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条第二号に規定する旨を官報に掲載した場合における改葬の許可の申請については、この省令による改正後の同条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。